

高知市告示第3号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、令和5年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

- 1 条例第7条第1項第1号アに定める対象労働者 972円
- 2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに定める対象労働者

次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	2,110円	高級船員	3,440円
普通作業員	1,760円	普通船員	2,460円
軽作業員	1,440円	潜水士	4,390円
造園工	2,010円	潜水連絡員	2,100円
法面工	2,650円	潜水送気員	2,250円
とび工	2,350円	山林砂防工	2,220円
石工	2,480円	軌道工	3,100円
ブロック工	2,750円	型わく工	2,290円
電工	2,000円	大工	2,330円
鉄筋工	2,210円	左官	2,360円
鉄骨工	2,250円	配管工	1,850円
塗装工	2,320円	はつり工	2,230円
溶接工	2,550円	防水工	2,260円
運転手（特殊）	2,170円	板金工	2,310円
運転手（一般）	1,950円	タイル工	2,000円
潜かん工	3,340円	サッシ工	2,290円
潜かん世話役	3,970円	屋根ふき工	1,760円
さく岩工	2,490円	内装工	2,460円
トンネル特殊工	3,420円	ガラス工	2,160円
トンネル作業員	2,460円	建具工	2,020円
トンネル世話役	3,580円	ダクト工	1,960円
橋りょう特殊工	2,800円	保温工	2,200円
橋りょう塗装工	2,880円	建築ブロック工	1,930円
橋りょう世話役	3,210円	設備機械工	2,200円
土木一般世話役	2,320円		

- 3 条例第7条第1項第2号に定める対象労働者 916円